

制限付き一般競争入札による庁用自動車売払い (消防車両解体処分) の流れ

- ◎ 買受希望者を公募し、市が定めた最低売却価格以上で最も高い価格をつけた方に売却します。

1 申請書の提出

- ・ **提出期限 令和8年6月19日(金) 午後5時 必着**
- ・ 入札参加申請書に記入の上、「**一般書留**」若しくは「**簡易書留**」による郵送又は管財課窓口を持参してください。

【提出書類】

- ① 入札参加申請書兼受付書 ②住民票(法人の場合は登記簿謄本) ③印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書) ④納税証明書(市町村民税、固定資産税、法人の場合は法人市民税) 又は市町村民税非課税の方は非課税証明書 ※直近のもの



2 書類の審査

- ・ 審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に「一般競争入札参加資格審査結果通知書」を令和8年6月29日(月)頃に送付します。



3 入札の実施

- ・ 【開札(入札)日】 令和8年7月10日(金)
- ・ **入札書の提出期限(「一般書留」若しくは「簡易書留」による郵送又は管財課窓口を持参すること)**
令和8年7月9日(木) 午後5時 必着
二重封筒(中封筒及び外封筒の二つの封筒)とし「入札書」を中封筒に封かんの上、郵送又は持参すること。



4 契約の締結

- ・ 落札決定の日から7日以内に契約を締結していただきます。
【必要書類等】 ①売買契約書 ②印鑑(実印)



5 代金の支払

- ・ 売買代金を令和8年7月24日(金)までに納付していただきます。



6 車両の移動、名称表示及び特殊装備の撤去

- ・ 車両は令和8年7月28日(火)までに移動し、直ちに車体の名称表示を確実に消去するとともに、赤色灯、サイレン及び無線機等の撤去を行ってください。



7 所有権の移転

- ・ 売買代金が完納された後、譲渡証明書及び永久抹消登録申請に係る委任状の交付を行います。手続等に係る全ての経費は、落札者負担とし、入札参加申込書に記載された名義で行ってください。



8 書類提出

- ・ 提出書類は、車両の解体に併せ提出していただきます。

庁用自動車売払い（消防車両解体処分）制限付き一般競争入札 実施要領

1 入札物件

入札により売り払う物件は次のとおりです。詳細については、この実施要領の物件調書（P. 13～P. 25）をご覧ください。

物件名	数量	初度登録年月	走行距離数	型式	車検有効期間満了日	最低売却価格
トヨタ 小型動力ポンプ付き積載車	1台	平成27年 2月	4,049 km	LDF-K DY271	令和9年 2月19日	1,350,000 円
トヨタ 小型動力ポンプ付き積載車	1台	平成24年 3月	4,541 km	LDF-K DY271	令和8年 3月20日	
トヨタ 小型動力ポンプ付き積載車	1台	平成16年 8月	7,900 km	KG-LY 280	令和8年 8月17日	

注) この表の最低売却価格は、消費税及び地方消費税を含みません。落札者に対する契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額になります。

注) 上記物件合計3台の一括売却であり、個別での売払いは行いません。

注) 売却車両は、全て自走不可です。車両運送等に要する経費は全て落札者の負担となります。

注) 上記物件は解体を目的とした永久抹消登録の手続を行ってください。
一時抹消手続済みで、自動車登録番号（ナンバープレート）はありません。

注) 車両引渡し後、直ちに特殊装備及び無線機を使用できない状態に加工を施すとともに、車体の名称表示を確実に消去し、赤色灯及びサイレン等の撤去を行ってください。
なお、消去及び撤去等に要する経費は全て落札者の負担となります。

2 物件の公開日時及び公開の申込先（※予約必要）

現状有姿での引渡しとなりますので、**現物を確認するようにしてください。**物件を確認する場合は、事前に申込先に連絡して予約してください。

- (1) 公開日時 令和8年6月5日（金）から令和8年6月19日（金）まで（土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日を除く。）の午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 公開場所 石巻市大橋一丁目1番地1 石巻地区広域行政事務組合消防本部隣地
- (3) 申込先 石巻市穀町14番1号
担当 石巻市総務部管財課
電話番号 0225-95-1111（内線4088）

3 概要

- (1) 売払車両は、公開場所にて現状渡しとし、売却後の不調、故障及び損傷等に関する一切の苦情は受け付けません。(自走不可)。
- (2) 売却車両は、解体を目的とした永久抹消登録を行うこと。
- (3) 車両の落札者は、令和8年7月28日(金)までに車両を移動するものとする。
- (4) 車両の落札者は、車両引渡し後、直ちに売却車両に記載されている文字の消去及び消防章、赤色回転灯、サイレンアンプ等の撤去を実施すること。また、総務部管財課担当職員に書類提出により確認を受けること。
- (5) 売却車両の車検期限未満の車両については、自動車重量税の還付申請を本市に代わって行うこと。
- (6) 車両の落札者は、令和8年10月30日(金)までに全ての手続を完了し、総務部管財課へ報告すること。
- (7) 売却車両は、エアバッグ類料金及びフロン類料金を除いてリサイクル料金預託済みである。
- (8) 売買契約締結の日から物件の引渡しの日までの間において、本市の責めに帰することのできない事由により滅失又は毀損した場合は、本市に対して売買代金の減免を請求することができない。
- (9) 売買車両の契約、永久抹消登録に係る手続、解体等に係る費用及び搬送に係る費用等全ての経費は、全て落札者の負担とする。

4 解体要件

売却車両は、解体を目的とした永久抹消登録を行うこと。

- (1) 車両引渡し後、直ちに特殊装備を使用できない状態に加工を施すこと。
 - ア 配線の取外し等により電氣的又は機械的に機能を停止させること。
- (2) 車両引渡し後、直ちに車両表示及び取付品について次の加工を施すこと。
 - ア 車両に表示してある記入文字を全て確実に消去すること。
 - イ 車体の隊別標識(黄色の標識灯)を全て確実に取り外すこと。
 - ウ 車両に取り付けてある赤色灯及び赤色点滅灯を全て確実に取り外すこと。
 - エ 電子サイレン及び電動サイレンを全て確実に取り外すこと。
 - オ 無線機を全て確実に取り外し、使用できない状態に加工を施すこと。
 - カ 消防章を全て確実に取り外すこと。

5 提出書類

車両の落札者は、次に掲げる書類を車両の解体に併せ提出すること。なお、解体日の予定又は工程については、本市に報告するものとする。

- (1) 車両解体証明書(写) 1部
- (2) 解体時の工程写真 1部
- (3) 解体報告記録が記載された登録事項等証明書 1部

- (4) その他本市の指定する書類及び写真（売却車両に記載されている文字の消去及び消防章、赤色回転灯、サイレンアンプ等の撤去写真等）

6 入札参加者の資格

次に掲げる者は、入札に参加できません。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に該当しない者
- (2) 当該入札に係る物件に関する事務に従事する石巻市職員
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (4) 市町村民税（法人にあっては、法人市町村民税）又は固定資産税の滞納がある者
- (5) 入札に係る申請書類を指定した期日まで提出しない者
- (6) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- (7) その他市長が入札に参加させることが不適当と認める者

7 入札参加申請手続

- (1) 提出期限及び申込先

【提出期限】 令和8年6月19日（金） 午後5時 必着

【申込先】 石巻市穀町14番1号
石巻市総務部管財課（市役所庁舎4階）

- (2) 申請方法

本要領に添付の一般競争入札参加申請書兼受付書（P.26様式）に記入の上、「(3) 申込時に必要な書類」を添えて、総務部管財課管財係まで「一般書留」若しくは「簡易書留」による郵送又は管財課窓口を持参してください。

申請書の日付は、郵送する日又は持参する日を記入してください。

- (3) 申請時に必要な書類

一般競争入札参加申請書兼受付書に次の書類を添えて提出してください。

【個人の場合】

- ア 住民票（本籍を記載したもの） 1通
- イ 印鑑登録証明書 1通
- ウ 納税証明書（市町村民税及び固定資産税）
又は非課税証明書（市町村民税）※直近のもの 各1通

【法人の場合】

- ア 法人登記簿謄本 1通
- イ 印鑑証明書 1通
- ウ 納税証明書（法人市町村民税及び固定資産税）※直近のもの 各1通

注1) 証明書類は、申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可）とします。

- 2) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）

に登録されている場合、上記【法人の場合】アからウまでに掲げる書類の提出は不要です。

(4) 入札参加資格審査結果通知書の送付

入札参加申請書等の審査の結果については、「一般競争入札参加資格審査結果通知書」を令和8年6月29日（月）頃にファクシミリ又は電子メール等により送付します。

(5) その他

同一物件について、同一参加者が重複して申請することはできません。

8 入札に必要なもの

(1) 「入札書」（P. 27様式）は、『一般書留』若しくは『簡易書留』による郵送又は管財課窓口を持参してください。それ以外の方法での受付はできません。

「入札書」の日付は、開札日（入札日）を記入してください。

(2) 契約金額は、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税（1円未満切り捨て）を加算した金額になりますので、入札書には消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。

(3) 「入札書」は、二重封筒（中封筒及び外封筒の二つの封筒）の中封筒に封かんし、外封筒に封かんの上、提出してください。

(4) 中封筒と外封筒ともに、「入札案件名」、「開札日」及び「入札者名」を必ず記入してください。

(5) 令和8年7月9日（火）午後5時必着で郵送又は持参してください。それ以降に届いたものは無効とします。

9 開札（入札）の日時及び場所

(1) 【日時】 令和8年7月10日（金） 午前10時から（非参集型）

【場所】 石巻市穀町14番1号 市役所庁舎4階

石巻市総務部管財課

10 開札（入札）の執行

(1) 入札

ア 入札書は、所定の「入札書」（P. 27様式）を使用していただき、入札書に必要な事項を記入の上、入札していただきます。

イ 入札参加者が1名の場合でも入札は行います。

(2) 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

ア 入札参加資格を有しない者がした入札

イ 記載事項の不明な入札又は記名のない入札

ウ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札

エ 修正可能な筆記用具等を使用した入札

オ 同じ物件について2通以上の入札をした入札

カ 入札に関し不正行為のあった入札

キ その他入札条件に違反した入札

(3) 開札

開札は、直ちに行います。

(4) 落札者の決定

ア 開札の結果、市が事前に定めた最低売却価格以上の入札のうち、最高金額の入札者を落札者として決定します。

イ 落札候補者（又は落札者。以下同じ。）となるべき同価格の入札をした入札者が、2者以上ある場合は、下記の方法による「くじ」により落札候補者等を決定します。

(ア) 「くじ番号」

落札候補者となるべき同価格の入札をした入札者の一般競争入札参加申請書兼受付書の受取順番を「くじ番号」とします。

(イ) 「くじ順位」

落札候補者となるべき同価格の入札をした入札者の「くじ順位」は、「くじ番号」の小さい者から順に0(ゼロ)から、1、2、3・・・と番号を割り振ります。

(ウ) 落札候補者等の決定

a 同価格の入札をした入札者の「くじ番号」の合計を、同価格の入札をした入札者の数で割り、余りを算出します。

b 同価格の入札をした入札者の「くじ順位」が、上記aで得られた余りの数字と同じ者が、落札候補者となります。

1 1 入札結果の公表

入札結果については、入札終了後次の事項を速やかに公表します。公表の方法は、総務部管財課での閲覧及び本市のホームページへの掲載により行います。

(1) 落札、不調の別

(2) 入札参加者数

(3) 落札金額

1 2 契約の締結

落札者は、「庁用自動車（消防車両解体処分）売買契約書」（P. 9）により、落札決定の日から7日以内に、契約を締結していただきます。

1 3 売買代金の支払

市が発行する納入通知書により令和8年7月24日（金）まで全額一括して支払っていただきます。

1 4 所有権の移転等

- (1) 落札物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。車両は現状のまま引き渡し、譲渡証明書、永久抹消登録申請に係る委任状もお渡しします。
- (2) 自動車検査証等の名義変更は、前記(1)の引渡し後、落札者が行ってください。なお、名義変更に必要な費用等は全て落札者の負担となります。また、名義変更の手続完了後、自動車検査証など運輸支局長の発行する車両所有者登録を変更したことが確認できる書類の写しを本市に提出してください。
- (3) 車体に市町村名等の表示があります。車両引渡し後、直ちに落札者において車両に表示してある記入文字を全て確実に消去していただきます。また、消去したことが確認できる写真等を提出してください。
- (4) 市は、売却車両の輸送等を行いません。自走不可となっていますので、落札者で業者手配等をしてください。車両運送等に要する経費は全て落札者の負担となります。

1 5 入札執行の延期

入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。この場合において、入札のために要した費用を本市に請求することはできません。

1 6 その他

- (1) 売り払う物件に係る「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）」に定める所定の費用（リサイクル料）が必要な物件については、本市において支払済みです。
- (2) 質問は質疑応答書（P. 28様式）を使用し、令和8年6月5日（金）から令和8年6月11日（木）まで（休日条例に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出してください。
- (3) 質問への回答は令和8年6月17日（水）から令和8年6月23日（火）まで（休日条例に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間、石巻市役所本庁舎4階 管財課（石巻市穀町14番1号）で閲覧できます。なお、質問提出者及び入札参加申請書兼受付書提出者に郵送又はファクシミリ等で回答します。また、ホームページに掲載します。
- (4) 入札公告の開始日から質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、物件調書等の訂正及び追加を行う場合があります。入札に参加する者は物件調書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出してください。

1 7 入札に関する問合せ先

石巻市総務部管財課庁舎管理係

TEL 0225-95-1111（内線4088）

FAX 0225-22-4995